

事 務 連 絡
令和6年6月28日

各都道府県消防・防災主管部局 御中
各指定都市消防・防災主管部局 御中

消防庁消防・救急課

「消防防災施設・設備整備に関する財政措置活用の手引き（令和6年度版）」
の周知等について

今般、消防防災分野における事業推進の参考とするため「令和6年度版消防防災施設・設備整備に関する財政措置活用の手引き」を策定しました。

各都道府県消防・防災主管部局におかれては、貴道府県内の指定都市を除く市区町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）及び消防本部に対して、速やかに周知いただくようお願いします。

【連絡先】

消防・救急課

課長補佐 赤坂

財政係長 小幡

TEL:03-5253-7522

令和 6 年度版

消防防災施設・設備整備に関する財政措置活用の手引き

令和 6 年 6 月
総務省消防庁

(目次)

- 1 消防庁舎（消防本部、消防署所等）
- 2 訓練施設
- 3 消防学校
- 4 消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽等）
- 5 消防車両資機材等（常備消防、緊急消防援助隊、救助活動等拠点施設）
- 6 消防防災情報通信施設
- 7 消防団、自主防災組織関係
- 8 指定避難所、災害対策のための公共施設、公用施設等
- 9 共通の財政措置

財政措置（凡例）

区分		措置内容
無償貸付		緊急消防援助隊の車両資機材、消防団の救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車及び救助用資機材
補助金	消防防災施設整備費補助金	補助率 1/3 (過疎地域等は補助率1/2、5.5/10とする嵩上げ措置あり)
	緊急消防援助隊設備整備費補助金	補助率 1/2
	消防団設備整備費補助金	補助率 1/3 (地方負担分2/3に特別交付税措置(措置率0.8))
地方債	一般事業債 (消防・防災施設整備事業)	充当率75% (交付税措置なし) 充当率90% (交付税措置なし)
	防災対策事業債	充当率75% × 交付税算入率 ^(※1) 30% 充当率90% × 交付税算入率50% (防災行政無線デジタル化、広域化、連携協力、浸水想定等区域移転事業、公共・公用施設の耐震化)
	緊急防災・減災事業債 ^(※2) (令和7年度まで)	充当率100% × 交付税算入率70%
	施設整備事業債 (一般財源化分)	事業費の1/2または1/3 ^(※) (従前の補助率) × 充当率100% × 交付税算入率70% (※) 過疎地域等は事業費の1/2、5.5/10、沖縄は2/3とする嵩上げ措置あり
	公共施設等適正管理推進事業債 (転用、ユニバーサルデザイン化) (令和8年度まで)	充当率90% × 交付税算入率30～50% (財政力に応じて措置)
	脱炭素化推進事業債 (令和7年度まで)	充当率90% × 交付税算入率30～50% (財政力に応じて措置)
	公共施設等適正管理推進事業債 (除却) (令和8年度まで)	充当率90% (交付税措置なし)
	辺地及び過疎対策事業債	辺地対策事業債 充当率100% × 交付税算入率80% 過疎対策事業債 充当率100% × 交付税算入率70% ※補助事業の地方負担分 又は 地方単独事業に充当可能
	一般単独災害復旧事業債	充当率100% × 交付税算入率47.5%～85.5%
特別交付税		措置率 0.5、0.7、0.8など

(※1) 「交付税算入率」は、普通交付税の基準財政需要額に算入される、当該地方債の元利償還金の割合。

(※2) 緊急防災・減災事業債の対象は「機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新」を除く。

1 消防庁舎（「消防本部」、「消防署所等」（※））

対象	目的		財政措置	個別資料
消防庁舎 （「消防本部」、「消防署」、 「出張所」、「指令センター」）	新築、増改築、建替		一般事業債（消防・防災施設整備事業）	1-1 (P1)
			一般事業債 （消防本部（広域化に伴うもの）、消防署、出張所）	
	「広域化」に伴う 新築、増改築 （消防本部除く）		緊急防災・減災事業債	1-2 (P2)
			防災対策事業債	
			防災対策事業債（デジタル化関連事業等）	
	「浸水想定等区域」 からの移転		緊急防災・減災事業債	1-3 (P3)
			防災対策事業債	
	「耐震化」に伴う 増改築、移転		緊急防災・減災事業債	1-4 (P4)
			防災対策事業債（公共施設等耐震化事業）	
	応援職員の受入れ施設等		緊急防災・減災事業債	1-5 (P5)
			防災対策事業債	
	救急隊員等の感染症対策		緊急防災・減災事業債	1-6 (P6)
			防災対策事業債	
	ユニバーサルデザイン化		公共施設等適正管理推進事業債 （ユニバーサルデザイン化事業）	1-7 (P7)
	女性活躍のための施設等		公共施設等適正管理推進事業債 （ユニバーサルデザイン化事業）	1-8 (P8)
			特別交付税	
緊急防災・減災事業債				
防災対策事業債				
テレワーク環境の構築		特別交付税	1-9 (P9)	
脱炭素化		脱炭素化推進事業債	1-10 (P10)	
非常用電源・ 防災機能の強化	新設		緊急防災・減災事業債	1-11 (P11)
	更新	単純更新	防災対策事業債	
		機能強化	緊急防災・減災事業債	
災害復旧			一般単独災害復旧事業債	各施設共通 (P53～55)
転用			公共施設等適正管理推進事業債 （転用事業）	
除却			公共施設等適正管理推進事業債 （除却事業）	

※「消防署所等」は、「消防署」、「出張所」及び「高機能消防指令センター」を言う。

2 訓練施設

対象	目的	財政措置	個別資料
訓練施設	「連携・協力」に伴う新築・増改築	緊急防災・減災事業債	2-1 (P12)
		防災対策事業債	
広域訓練拠点施設	広域訓練施設の新設・更新	消防防災設備整備費補助金 (広域訓練拠点施設)	2-2 (P13)
災害復旧		一般単独災害復旧事業債	各施設共通 (P53～55)
転用		公共施設等適正管理推進事業債 (転用事業)	
除却		公共施設等適正管理推進事業債 (除却事業)	

3 消防学校

対象	目的	財政措置	個別資料
消防学校	新築、増改築、建替	一般事業債	3-1 (P14)
	実践的訓練施設	防災対策事業債	3-2 (P15)
	応援職員の受入れ施設等	緊急防災・減災事業債	3-3 (P16)
		防災対策事業債	
	ユニバーサルデザイン化	公共施設等適正管理推進事業債 (ユニバーサルデザイン化事業)	3-4 (P17)
	女性活躍のための施設等	公共施設等適正管理推進事業債 (ユニバーサルデザイン化事業)	3-5 (P18)
		特別交付税	
		緊急防災・減災事業債	
		防災対策事業債	
災害復旧		一般単独災害復旧事業債	各施設共通 (P53～55)
転用		公共施設等適正管理推進事業債 (転用事業)	
除却		公共施設等適正管理推進事業債 (除却事業)	

4 消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽等）

対象	目的	財政措置	個別資料
消防水利施設 (耐震性貯水槽、 防火水槽等)	新設	消防防災施設整備費補助金	4 (P19)
		緊急防災・減災事業債	
	耐震化 (既存の防火水槽を耐震化)	緊急防災・減災事業債	
	更新	消防防災施設整備費補助金	
		防災対策事業債	
	長寿命化	防災対策事業債	
災害復旧		一般単独災害復旧事業債	各施設共通 (P53、55)
除却		公共施設等適正管理推進事業債 (除却事業)	

5 消防車両資機材等 (常備消防、緊急消防援助隊、救助活動等拠点施設)

対象	目的		財政措置	個別資料
常備消防の 車両資機材	新設・更新	「整備指針」に基づく車両数 を超えて整備される車両	防災対策事業債	5-1（P20）
		広域化	緊急防災・減災事業債	5-2（P21）
		連携・協力	防災対策事業債	
			特別交付税（連携・協力による 資機材等の共同整備）	
		上記以外	施設整備事業債（一般財源化分）	5-3（P22）
緊急消防援助隊の 車両資機材	新設・更新	緊急消防援助隊の編成に 必要な車両資機材等	緊急消防援助隊設備整備費補助金	5-4（P23）
			緊急防災・減災事業債	
			防災対策事業債	
災害対応ドローン （水中ドローンを含む）	消防本部が整備する災害対応ドローン		緊急防災・減災事業債	5-5（P24）
			防災対策事業債	
救助活動等拠点施設等	ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設 及び自家給油施設の 全部又は一部を有するものの整備		消防防災施設整備費補助金	5-6（P25）
			緊急防災・減災事業債	
			防災対策事業債	
災害復旧			一般単独災害復旧事業債	各施設共通 （P53）

6 消防防災情報通信施設

対象		目的		財政措置	個別資料
消防救急デジタル無線	更新	単純更新		防災対策事業債	6-1（P26）
		機能強化		緊急防災・減災事業債	
		緊急消防援助隊用		緊急消防援助隊設備整備費補助金	
防災行政無線	デジタル化、代替整備		緊急防災・減災事業債	6-2（P27）	
	戸別受信機・代替整備 （非適債事業）		特別交付税措置		
	更新	単純更新	防災対策事業債		
		機能強化	緊急防災・減災事業債		
全国瞬時警報システム （Jアラート）の受信機等	新設・更新		防災対策事業債	6-3（P28）	
	情報伝達手段の多重化		緊急防災・減災事業債		
	活動火山対策として実施する 自動起動装置の改修		特別交付税措置		
高機能消防指令センター	新設・更新		消防防災施設整備費補助金	6-4（P29）	
			防災対策事業債		
	新設 （広域化、連携・協力）		緊急防災・減災事業債		
	現行システムを延長して運用する 場合に生じる割増経費 （広域化、連携・協力）		特別交付税措置		
救急安心センター （＃7119）	新設・更新		消防防災施設整備費補助金	6-5（P30）	
			防災対策事業債		
防災情報システム	新設		緊急防災・減災事業債	6-6（P31）	
	更新	単純更新	防災対策事業債		
		機能強化	緊急防災・減災事業債		
			ソフトウェア、 端末		
震度計 （震度情報ネットワークシステム）	更新	単純更新	防災対策事業債	6-7（P32）	
		機能強化	緊急防災・減災事業債		
地域衛星通信ネットワーク	第3世代化 （都道府県内の一体整備）		緊急防災・減災事業債	6-8（P33）	
	新設・更新		防災対策事業債		
	市町村が負担するシステム負担金		特別交付税措置		
災害時オペレーションシステム	新設		緊急防災・減災事業債	6-9（P34）	
	更新		防災対策事業債		
	画像伝送システム （施設分）	新設・更新			消防防災施設整備費補助金
災害復旧				一般単独災害復旧事業債	各施設共通 （P53、55）
除却				公共施設等適正管理推進事業債 （除却事業）	

7 消防団、自主防災組織関係

対象	目的		財政措置	個別資料
消防団の力向上 モデル事業	消防団運営等の普及・促進に向け、 様々な分野の事業を支援		全額国費	7-1（P35）
消防団拠点施設	備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備えた 公共施設の設置		緊急防災・減災事業債	7-2（P36）
			防災対策事業債	
			施設整備事業債（一般財源化分）	
地域防災拠点施設	備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備えた 公共施設の設置		消防防災施設整備費補助金 （備蓄倉庫（地域防災拠点施設））	7-3（P37）
			緊急防災・減災事業債	
			防災対策事業債	
消防団車両資機材	無償貸付	消防団の救助資機材及び 消防ポンプ自動車 （救助用資機材搭載型） （3.5トン未満）	無償貸付	7-4（P38）
		消防団の救助資機材及び 消防ポンプ自動車 （救助用資機材搭載型） （5トン未満）		
		消防団の救助資機材等・ 小型動力ポンプ搬送車		
	消防団救助能力向上資機材緊急整備事業		消防団設備整備費補助金	7-5（P39）
	消防団に整備される車両資機材 （指揮広報車、消防ポンプ自動車、 消防団情報伝達システム等）		緊急防災・減災事業債	7-6（P40）
			防災対策事業債	
			施設整備事業債（一般財源化分）	
災害復旧			一般単独災害復旧事業債	各施設共通 （P53～55）
転用			公共施設等適正管理推進事業債 （転用事業）	
除却			公共施設等適正管理推進事業債 （除却事業）	

8 指定避難所、災害対策のための公共施設・公用施設 (消防庁舎及び消防団拠点施設を除く)

対象	目的	財政措置	個別資料
指定避難所	防災機能の強化 (電源設備等の嵩上げ・ 上層階への移設等)	緊急防災・減災事業債	8-1 (P41)
	施設の修繕、資機材等整備 (非適債事業)	特別交付税措置	
	耐震化	緊急防災・減災事業債	
		防災対策事業債	
	生活環境改善・ 感染症対策	緊急防災・減災事業債	8-2 (P42)
		防災対策事業債	
		特別交付税措置	
	社会福祉法人・学校法人が 行う防災機能強化や 避難者の生活環境改善の ための取組への補助	緊急防災・減災事業債	8-3 (P43)
		防災対策事業債	
		特別交付税	
公共施設 ・ 公用施設	防災機能の強化 (電源設備等の嵩上げ・ 上層階への移設等)	緊急防災・減災事業債	8-4 (P44)
		防災対策事業債	
	津波監視カメラ、衛星電話、 無線等 (非適債事業)	特別交付税措置	8-5 (P45)
	耐震化	緊急防災・減災事業債	
		防災対策事業債	
	公共施設等の耐震診断・ 調査等 (非適債事業)	特別交付税措置	
	応援職員の受入れ施設等	緊急防災・減災事業債	8-6 (P46)
		防災対策事業債	
	津波浸水想定区域からの移転	緊急防災・減災事業債	8-7 (P47)
		防災対策事業債	
	防災計画等の見直し、ハザード マップ等 (非適債事業)	特別交付税措置	
防災資機材等備蓄施設、 拠点避難地	新設	消防防災施設整備費補助金	8-8 (P48)
		緊急防災・減災事業債	
	更新	消防防災施設整備費補助金	
		単純更新	
		機能強化	
	避難施設の修繕・資機材等整備 (非適債事業)	特別交付税措置	

対象	目的		財政措置	個別資料
緊急時に避難又は退避するための施設（津波避難タワー、活動火山避難施設等）	新設		消防防災施設整備費補助金（活動火山避難施設を対象）	8-9（P49）
			緊急防災・減災事業債	
	更新		消防防災施設整備費補助金（活動火山避難施設を対象）	
		単純更新	防災対策事業債	
		機能強化	緊急防災・減災事業債	
避難路、避難階段、非常用電源	新設		緊急防災・減災事業債	8-10（P50）
	更新		防災対策事業債	
		機能強化	緊急防災・減災事業債	
トイレカー			緊急防災・減災事業債	8-11（P51）
			防災対策事業債	
ドローン（災害対応）			緊急防災・減災事業債	8-12（P52）
			防災対策事業債	
災害復旧			一般単独災害復旧事業債	各課室共通（P53～55）
転用			公共施設等適正管理推進事業債（転用事業）	
除却			公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）	

1 消防庁舎（消防本部、消防署所等）

1-1 消防庁舎（新築、増改築、建替）

対象事業

- 消防庁舎（消防本部、消防署、出張所）の新築、増改築、建替

【事業イメージ】



消防本部
(北九州市消防局)



消防本部(消防署併設)
(大阪市消防局)



消防署
(京都市消防局)



出張所
(松山市消防局)

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

財政措置(地方債)

- 一般事業債(消防・防災施設整備事業)

充当率 75%

(交付税措置なし)

一般財源 25%

- 一般事業債(消防・防災施設整備事業)(消防本部庁舎(広域化に伴うもの)、消防署、出張所)

充当率 90%

(交付税措置なし)

一般財源 10%

1-2 消防庁舎（「広域化」に伴う新築、増改築）

対象事業

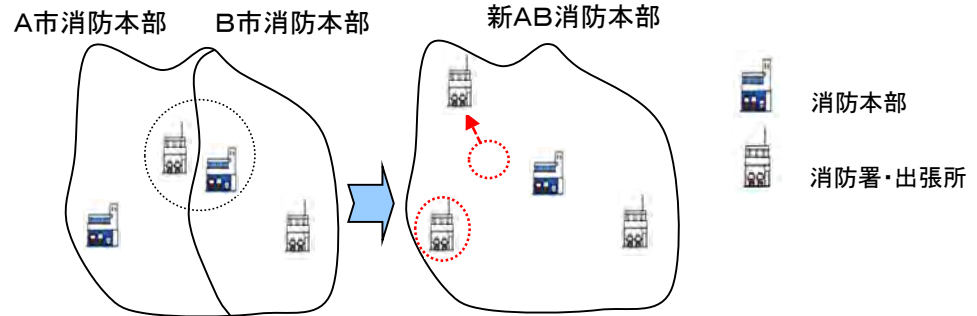
- 広域消防運営計画等に基づき必要となる「消防署所等」（消防署、出張所及び高機能消防指令センター）の増改築（消防署所等の再配置が必要であると位置づけられたものは新築も対象）
- 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を「消防署所等」として有効活用するために必要となる改築

留意事項

- 「広域消防運営計画等」に基づき実施するものに限る
 - ・広域化後10年度以内に完了する事業
 - ・広域化前に着手するものも対象
- 「広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築」とは、近接する署所を統合し新たに署所を設置する場合や、常備消防を持たない町村の地域を管轄する署所を新設する場合など、機能を強化するための事業。したがって、消防本部（高機能消防指令センターを除く）、職員宿舎及び老朽化のための消防署所等の増改築については対象外
- 新築が対象となる署所等の再配置とは、近接する署所等を統合し新たに分署を設置する場合や非常備消防地域を管轄する署所等を新設する場合など
- 高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る

【事業イメージ】

<消防署所等の再配置イメージ図>



整備事例 奈良県広域消防組合消防本部 桜井消防署（庁舎・訓練施設）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

財政措置（地方債）

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

- 防災対策事業債（デジタル化関連事業等）※高機能消防指令センターに限る

充当率 90%

（交付税算入率 50%）

一般財源 10%

1-3 消防庁舎（浸水想定等区域からの移転）

対象事業

- 地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた消防庁舎の整備
 - ①「津波浸水想定区域内」からの移転（「消防本部」及び「消防署所等」（消防署、出張所及び高機能消防指令センター））
 - ②「洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等」からの移転（「消防署所等」（消防署、出張所及び高機能消防指令センター））

【事業イメージ】

<被災状況等>



<移転整備事例>



留意事項

- 原則、移転前延床面積を上限として、緊急防災・減災事業債や防災対策事業債の対象経費を算出（上限を上回る部分は一般事業債の対象）
- ただし、【1-5】「災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設」や、【1-6】「救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設」等の防災・減災対策の機能強化によって面積が増加する場合、当該増加部分は、上記の上限面積を超えて、これらの事業債の対象となる
- 適切な移転先がなく、浸水想定等区域内で建て替えざるを得ない場合は、かさ上げなどの浸水対策等を講じることにより、想定される津波の高さ等を踏まえた浸水対策の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置づけられていれば、緊急防災・減災事業債や防災対策事業債の対象となり得る

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

財政措置（地方債）

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債（浸水想定等区域移転事業）

充当率 90%

（交付税算入率 50%）

一般財源 10%

1-4 消防庁舎（耐震化に伴う増改築、移転）

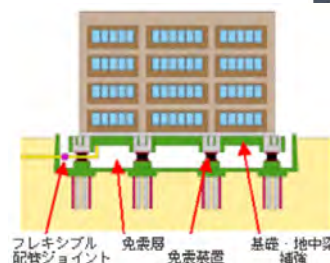
対象事業

- 地域防災計画上、耐震改修を進める必要があるとされた「消防署所等」（消防署、出張所及び高機能消防指令センター）の耐震化
 - ・原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象
 - ・消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり、全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象（Is 値0.6 未満であって、耐震補強を行ったとしても所要の耐震性を確保できない場合や、耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコストが全部改築した場合のトータルコストを上回ることが明らかな場合）
 - ・移転を伴う全部改築でも、耐震化のために必要な移転であれば、用地費も対象

【事業イメージ】



耐震補強工事



免震化工事



出張所（耐震化建替）

留意事項

- 「消防署所等」が消防本部と同じ建物となっており、耐震化のために全部改築を行う場合、緊急防災・減災事業債や防災対策事業債の対象となるのは、消防署所等に属する部分及び消防本部のうち消防署所等と同等の機能を有していると認められる部分（消防車両の車庫、資機材庫、自主防災組織等の訓練や研修を行うための部屋など、通常は消防署所等に整備されるもの等）である
- 耐震補強のほか、制震化、免震化に要する経費も対象。また非構造部材についても、耐震診断を行った結果、耐震補強工事が必要とされたものについては対象

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%



- 防災対策事業債（公共施設等耐震化事業）

充当率 90%



1-5 消防庁舎（応援職員の受入れ施設等）

対象事業

- 災害時に災害対策の拠点となる消防庁舎（「消防本部」及び「消防署所等」（消防署、出張所及び高機能消防指令センター））における
 - ①災害対策本部の設置、②応援職員の受入れに係る施設、③災害応急対策に係る施設の整備
- （地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）
- 「緊急消防援助隊受援計画」に「宿営場所」として位置付けられた「消防本部」、「消防署」及び「出張所」における女性専用施設の整備

【事業イメージ】

<①災害対策本部の設置> <②応援職員の受入れに係る施設>



災害対策本部室



応援職員のための執務室

<③災害応急対策に係る施設>



一時待避所



物資集積所

<女性専用施設>



浴室・洗面室

留意事項

- ①、②及び③については、一部改築又は増築による整備のほか、耐震化が未実施の施設の建替事業（※）であって、個別施設計画に当該施設の建替えを位置付けるものが対象
 - ※ 原則として、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の施設。
- また、地域防災計画等への位置付けについては、災害発生時の初動体制が確保できるよう、それぞれの施設の設置場所（面積が特定できるよう具体的な位置を記載することが必要）、具体的な利用手続き、災害の程度に応じた応急対策に関する内容が必要
- 特に、応援職員の受入れに係る施設を整備する場合については、受援体制（国、地方団体、民間企業、ボランティア団体等からの応援を迅速・適確に受け入れて情報共有や調整を行うための体制）の構築のための「受援計画」策定が必要
- 女性専用施設の整備については、消防本部が作成する「緊急消防援助隊受援計画」に「宿営場所」として位置付けられた消防本部、消防署、出張所（及び消防学校）が対象

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】 充当率 100%

（交付税算入率 70%）

○ 防災対策事業債 充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

1-6 消防庁舎（救急隊員等の感染症対策）

対象事業

- 感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、救急業務に従事する救急隊員等（※）の使用する「消防本部」、「消防署」及び「出張所」の施設及び設備の整備 （※）救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員
 - ・仮眠室・浴室の個室化
 - ・消毒室、トイレ、換気扇等の改修
 - ・非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等の設置 など

【事業イメージ】

<仮眠室の個室化>



室外 室内



<消毒室の整備>

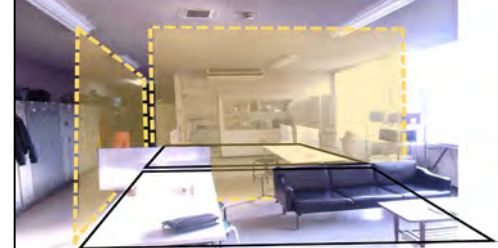


拡大



専用棟

<事務室、食堂、待機スペース等の個別化>



<トイレの整備>



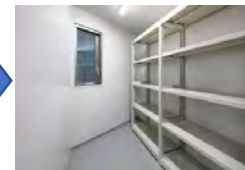
※乾式化・洋式化・自動洗浄

<浴室の個室化>



※複数人での入浴から個室化
(ユニットバス室、ユニットシャワー室)

<救急資器材・資機材用備蓄倉庫の整備>



<換気扇の整備>



など

財政措置（地方債）

※対象事業についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」及び「感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について」(令和3年8月19日付け消防消第343号消防庁消防・救急課長通知)を参照ください

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

○ 防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

1-7 消防庁舎（ユニバーサルデザイン化）

対象事業

○「公共施設等総合管理計画」に基づいて行う公共施設等（公共施設又は公用施設）におけるユニバーサルデザイン化事業（次の①又は②）

① バリアフリー法に基づく公共施設等（公営住宅及び公営企業施設を除く）のバリアフリー改修事業

例）車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

②「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて実施される公共施設等の改修事業

例）授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

※ ①、②に該当しない、通常の維持管理に係る事業は対象とならない。

【事業イメージ】



多機能トイレ



スロープの設置



エレベーターの設置



出入口の段差解消

など

留意事項

○次の2つの要件を、いずれも満たしていること

- ・「公共施設等総合管理計画」にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること
- ・「個別施設計画」又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン化事業）【令和8年度までの時限措置】

充当率 90%

（交付税算入率 30～50%（財政力に応じて措置））

一般財源
10%

1-8 消防庁舎（女性活躍のための施設等）

対象事業

- ① 女性消防吏員の活躍の場を広げるための「消防本部」、「消防署」、「出張所」（及び消防学校）における、女性用のトイレ、浴室、仮眠室等の整備
- ② 「緊急消防援助隊受援計画」に「宿営場所」として位置付けられた「消防本部」、「消防署」及び「出張所」における女性専用施設の整備（1-5も参照）

留意事項

- 女性が消防本部、消防署、出張所（及び消防学校）で勤務する上で標準的に必要となる施設整備（浴室・脱衣所、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面室等）が対象（公共施設等適正管理推進事業債を活用する場合は、1-7に記載の要件を満たすこと）

【事業イメージ】



仮眠室



浴室・洗面室



洗濯室

など

財政措置（地方債、特別交付税）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

<①の事業>

- 特別交付税【令和7年度までの時限措置】

一般財源

特別交付税 措置率 0.5（財政力補正あり）

- 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン化事業）【令和8年度までの時限措置】（1-7に記載の計画に位置付けられたものに限る）

充当率 90%

（交付税算入率 30～50%（財政力に応じて措置））

一般財源10%

<②の事業>

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】（「緊急消防援助隊受援計画」に「宿営場所」として位置付けられたものに限る）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債（「緊急消防援助隊受援計画」に「宿営場所」として位置付けられたものに限る）

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

1-9 消防庁舎（テレワーク環境の構築）

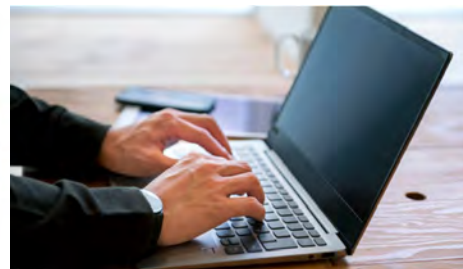
対象事業

○ 消防本部等におけるテレワーク環境の構築

- ・ ICT機器導入にかかる費用、外部接続情報システム・コミュニケーションツールにかかる費用、ソフトウェア費用、ライセンス費用、シンククライアント化等のセキュリティ対策にかかる費用、サーバ設置費用、導入に当たってのサポート費用 等

※ 職員が所属する組織の所在場所以外において、ICT機器・通信ネットワークを活用して勤務する場合は「テレワーク」となります。

【事業イメージ】



※地方公共団体のテレワークの推進の意義等については、「地方公共団体におけるテレワークの推進について」（令和4年2月9日付け総行女第4号総務省自治行政局公務員部 公務員課女性活躍・人材活用推進室長通知）等を参照ください

留意事項

- テレワークをこれまで導入していなかった団体又は一部で試験的に導入しており、本格的に導入する団体が対象（首長部局と併せて本格導入する場合に対象）
- テレワーク導入にあたり必要なPC端末費用（タブレット端末やスマートフォン等通信機器を含む）は対象
- PC、サーバー等の購入時に付帯する保守費用は対象だが、通信費は対象外
- Web会議システムの導入経費についてもコミュニケーションツールに係る費用として対象。ただしライセンス費用は初年度に支出する分のみ対象

財政措置（特別交付税）

○ 特別交付税【令和6年度までの時限措置】

一般財源

特別交付税 措置率 0.5（財政力補正あり）

1-10 消防庁舎（脱炭素化）

対象事業

- 公共施設、公用施設（「消防本部」、「消防署所等」（消防署、出張所及び高機能消防指令センター）、「消防学校」含む）の脱炭素化事業
- ・ 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる以下の事業
- ① 再生可能エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備に付随する施設の整備事業（売電を主たる目的とする場合は、地域内消費を主たる目的とすること。）
- ② 地球温暖化対策計画に定めるZEB（※）基準相当に適合させるための事業（新築・増築・改築・改修）
- ③ 省エネルギー基準に適合させるための改修事業
- ④ LED照明の導入のための改修事業
- ⑤ 電動車（EV、FCV、PHEV）の導入及び主として公用車に充電を行うための充電設備の整備事業

※ ZEB（Net Zero Energy Building）とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

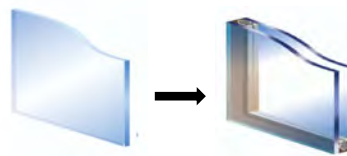
【事業イメージ】



① 太陽光発電設備



② 高効率空調設備



③ 断熱性の高い窓への改修



④ LED照明



⑤ 電動車

など

留意事項

- 対象事業の①、②については、公共施設又は公用施設の新築、増築又は改築に係る事業である場合には、公共施設等総合管理計画に定める計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標等と整合性を図りつつ行うものであること
- 対象事業の②、③については、「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に基づく第三者認証制度のうち、BELS（建築物エネルギー性能表示制度）又はこれと同等の第三者認証を受けている公共施設又は公用施設に係る事業であること

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

- 脱炭素化推進事業債【令和7年度までの時限措置】

<①、②の事業>

充当率 90%

(交付税算入率 50%)	一般財源10%
--------------	---------

<③、④の事業>

(交付税算入率 30~50% (財政力に応じて措置))	一般財源10%
-----------------------------	---------

<⑤の事業>

(交付税算入率 30%)	一般財源10%
--------------	---------

1-1-1 消防庁舎（非常用電源・防災機能の強化）

対象事業

○【非常用電源】

災害発生時に当該施設の機能を維持するための非常用電源の整備、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護版の設置等）及び機能強化（非常用電源の出力向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に資する事業

○【防災機能の強化】

電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等

【事業イメージ】

浸水に対する対策例
＜屋上に非常用電源を設置＞



エンジンや燃料庫などを屋上に設置し、浸水対策を講じている



地震に対する対策例
＜アンカーボルトにて固定＞



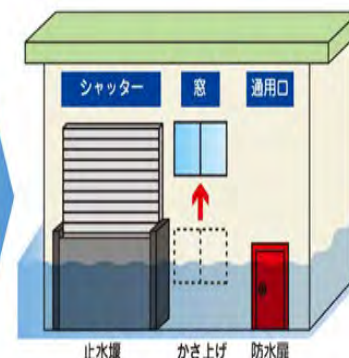
拡大



機械施設等への浸水対策例



浸水被害を受けたポンプ施設



浸水対策のイメージ

など

財政措置（地方債）

※対象事業についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

○ 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

2 訓練施設

2-1 訓練施設（「連携・協力」に伴う新築・増改築）

対象事業

- 消防の連携・協力実施計画に基づき実施する共同訓練等のための訓練施設の整備（新築・増改築）

【事業イメージ】



「高所訓練施設」



「街区火災対策訓練施設」



「震災対策訓練施設」



「山岳救助訓練施設」



「水難救助訓練施設」

留意事項

- 「連携・協力実施計画」に基づき実施する以下の要件を満たす訓練施設の整備に限る
 - ・ NBC災害等の特殊災害又は風水害、地震等の大規模災害を想定した高度な訓練が可能な施設
 - ・ 複数の消防本部が連携した訓練が実施できる規模の施設
- 市町村が作成する「連携・協力実施計画」において、訓練施設の整備計画が定められていること。

※対象事業についての詳細は、「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

財政措置（地方債）

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

2-2 広域訓練拠点施設

対象事業

- 広域訓練拠点施設の新設・更新
 - ・比較的大規模な災害又は特殊な災害等の発生時に備え、実効性のある消防応援体制を確立するため、都道府県内の複数の消防機関が合同で訓練を実施することができる施設

【事業イメージ】



西宮消防局



遠賀郡消防本部



東京消防庁



栃木県消防学校

留意事項

- 緊急消防援助隊等による人命救助等が有効に行なわれるよう、大規模な救助事案を想定した合同訓練等を行なうための施設

財政措置(補助金)

※対象事業についての詳細は、「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

- 消防防災施設整備費補助金(広域訓練拠点施設)

充当率 90%

【補助率】1/3	一般補助施設整備等事業債(交付税措置なし)※	一般財源
----------	------------------------	------

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

3 消防学校

3-1 消防学校（新築、増改築、建替）

対象事業

- 消防学校の新築、増改築、建替

【事業イメージ】



千葉県消防学校



香川県消防学校

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

財政措置（地方債）

- 一般事業債

充当率 90%

一般事業債（交付税措置なし）

一般財源
10%

3-2 消防学校（実践的訓練施設）

対象事業

○ 消防学校（実践的訓練施設）の新設・更新

・「消防学校における実践的訓練施設の整備の促進について」（令和3年3月9日付け消防消第59号消防庁消防・救急課長通知）に基づいて整備される模擬消火訓練装置（AFT）、実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）

【事業イメージ】

< 消防学校（実践的訓練施設） >



模擬消火訓練装置（AFT）



実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）



財政措置（補助金、地方債）

※対象事業についての詳細は、「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

○ 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

3-3 消防学校（応援職員の受入れ施設等）

対象事業

- 災害時に災害対策の拠点となる消防学校（寄宿舎等を含む）における
 - ①災害対策本部の設置、②応援職員の受入れに係る施設、③災害応急対策に係る施設の整備
 （地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、
 応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等
- 「緊急消防援助隊受援計画」に「宿営場所」として位置付けられた消防学校における女性専用施設の整備

【事業イメージ】

<①災害対策本部の設置><②応援職員の受入れに係る施設>



災害対策本部室



応援職員のための執務室

<③災害応急対策に係る施設>



一時待避所



物資集積所

<女性専用施設>



浴室・洗面室

留意事項

- 災害対策本部の設置、応援職員の受入れ施設、災害応急対策に係る施設については、一部改築又は増築による整備のほか、耐震化が未実施の施設の建替事業（※）であって、個別施設計画に当該施設の建替えを位置付けるものが対象（※）原則として、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の施設
- また、災害対策本部や緊急消防援助隊の都道府県大隊等で使用される施設が対象であり、地域防災計画等への位置付けについて、災害発生時の初動体制が確保できるよう、それぞれの施設の設置場所（面積が特定できるよう具体的な位置を記載することが必要）、具体的な利用手続き、災害の程度に応じた応急対策に関する内容が必要
- 特に、応援職員の受入れに係る施設を整備する場合については、受援体制（国、地方団体、民間企業、ボランティア団体等からの応援を迅速・適確に受け入れて情報共有や調整を行うための体制）の構築のための「受援計画」策定が必要
- 女性専用施設の整備については、「緊急消防援助隊受援計画」に「宿営場所」として位置付けられた消防学校が対象

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】 充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債 充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

3-4 消防学校（ユニバーサルデザイン化）

対象事業

○「公共施設等総合管理計画」に基づいて行う公共施設等（公共施設又は公用施設）におけるユニバーサルデザイン化事業（次の①又は②）

① バリアフリー法に基づく公共施設等（公営住宅及び公営企業施設を除く）のバリアフリー改修事業

例）車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

②「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて実施される公共施設等の改修事業

例）授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

※ ①、②に該当しない、通常の維持管理に係る事業は対象とならない。

【事業イメージ】



多機能トイレ



スロープの設置



エレベーターの設置



出入口の段差解消

など

留意事項

○次の2つの要件を、いずれも満たしていること

- ・「公共施設等総合管理計画」にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること
- ・「個別施設計画」又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン化事業）【令和8年度までの時限措置】

充当率 90%

（交付税算入率 30～50%（財政力に応じて措置））

一般財源
10%

3-5 消防学校（女性活躍のための施設等）

対象事業

- ① 女性消防吏員の活躍の場を広げるための消防学校における、女性用のトイレ、浴室等の整備
- ② 「緊急消防援助隊受援計画」に「宿営場所」として位置付けられた消防学校における女性専用施設の整備（3-3参照）

留意事項

- 女性が消防学校で勤務・生活する上で標準的に必要となる施設整備（浴室・脱衣所、トイレ、更衣室、洗面室等）が対象（公共施設等適正管理推進事業債を活用する場合は、3-4に記載の要件を満たすこと）

【事業イメージ】



浴室・洗面室



女性用トイレ



洗濯室

など

財政措置（地方債、特別交付税）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

<①の事業>

- 特別交付税【令和7年度までの時限措置】

一般財源

特別交付税 措置率 0.5（財政力補正あり）

- 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン化事業）【令和8年度までの時限措置】（3-4に記載の計画に位置付けられたものに限る）

充当率 90%

（交付税算入率 30～50%（財政力に応じて措置））

一般財源10%

<②の事業>

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】（「緊急消防援助隊受援計画」に「宿営場所」として位置付けられたものに限る）

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債（「緊急消防援助隊受援計画」に「宿営場所」として位置付けられたものに限る）

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

4 消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽等）

4 消防水利施設（新設・耐震化・更新・長寿命化）

対象事業

- ①【新設】
耐震性貯水槽、防火水槽、防災井戸等
- ②【耐震化】
既存防火水槽の耐震化
- ③【更新】
耐用年数経過等の既存の防火水槽等を廃止し、新たに防火水槽等を整備する事業
- ④【長寿命化】
既存の防火水槽等の有蓋化や内装修繕、鉄骨等による補強等で、使用年数を延長させる事業

【事業イメージ】



耐震性貯水槽



防火水槽



防災井戸

留意事項

<補助金関係>

○補助率「耐震性貯水槽」1/2、「防火水槽（林野分）」1/3

※防火水槽（林野分）は、「離島、奄美、山村、小笠原、沖縄、過疎地域」に対し5.5/10の嵩上げあり（地震防災対策強化地域は1/2）

※地震防災対策特別措置法（以下「地防法」）、地震防災対策強化地域財政特別措置法（以下「財特法」）に基づく「耐震性貯水槽」は、地方負担分に一般補助施設整備等事業債（充当率90%、交付税算入率50%）の充当が可能（地防法は令和7年度、財特法は令和6年度まで）。

財政措置（補助金、地方債）

※対象事業についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

<①、③の事業>（防災井戸を除く）

○ 消防防災施設整備費補助金※「防火水槽（林野分）」の場合、過疎地域等の条件不利地域について補助率を5.5/10以内とする嵩上げ措置あり

充当率 90%

【補助率】 耐震性貯水槽 1/2 防火水槽 1/3 (5.5/10以内)	一般補助施設整備等事業債（交付税措置なし）※	一般財源
--	------------------------	------

○ 消防防災施設整備費補助金※地防法、財特法に基づく「耐震性貯水槽」の整備の場合

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

充当率 90%

【補助率】 耐震性貯水槽 1/2	一般補助施設整備等事業債 ※ (交付税算入率 50%)	一般財源
---------------------	--------------------------------	------

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

<①、②の事業>

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

(交付税算入率 70%)	
--------------	--

<①～④の事業>

○ 防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)	一般財源 25%
--------------	----------

5 消防車両資機材等 (常備消防、緊急消防援助隊、救助活動等拠点施設)

5-1 常備消防の車両資機材

対象事業

- 三位一体改革により廃止・一般財源化された消防防災設備整備費補助金の対象設備(常備消防の車両資機材)

【事業イメージ】



消防ポンプ自動車



救急自動車



化学消防車



ヘリコプター



電源車



起震車



大型高所放水車



海水利用型消防水利システム



救助用資機材



高度救急処置用資機材

など

財政措置(地方債)

※対象事業についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」及び「施設整備事業(一般財源化分)に係る地方債措置について」(平成21年6月15日付け総務省自治財政局調整課長通知)を参照ください。

- 施設整備事業債(一般財源化分)

事業費の1/3もしくは1/2 ※1

(交付税算入率 70%)

一般財源 ※2

※1 沖縄振興地域は事業費の2/3、過疎地域、山村地域、離島地域、奄美群島地域、小笠原諸島地域、原発振興地域は事業費の5.5/10
地震防災地域、石油コンビナート等特別防災区域、成田国際空港周辺地域は事業費の1/2への嵩上げ措置あり

※2 一般財源の他に、一般単独事業債(一般事業)、過疎対策事業債、辺地対策事業債、一般補助施設等整備事業債(原子力発電施設等立地地域振興特別事業等)等を充当することが可能

5-2 常備消防の車両資機材 (「整備指針」に基づく車両数を超えて整備される車両)

対象事業

- 消防本部又は消防署に整備される施設
 - ・高規格救急自動車等(※)で、消防力の整備指針に基づきそれぞれ算定された数を超えて整備される車両等

消防力の整備指針(救急自動車の例)

(救急自動車)

第十三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車の数は、人口10万以下の消防本部又は署所にあつてはおおむね人口2万ごとに1台を基準とし、人口10万を超える消防本部又は署所にあつては5台に人口10万を超える人口についておおむね人口5万ごとに1台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

(※)電源車、特殊災害対応自動車、消防ポンプ自動車(水槽付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車含む)、はしご付き消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車、指揮車

【事業イメージ】



消防ポンプ自動車



高規格救急自動車



化学消防車



はしご自動車



指揮車

など

※対象事業についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

財政措置(地方債)

- 防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

5-3 常備消防の車両資機材 (広域化、連携・協力に伴い整備される車両・資機材)

対象事業

- ① 「連携・協力実施計画」に基づき必要となる消防用車両等の整備、又は、「広域消防運営計画等」に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備
- ② 「連携・協力実施計画」に基づく共同部隊の設置に伴い必要となる装備費等

【事業イメージ】

①の事業



消防ポンプ自動車



救急自動車



化学消防車



はしご自動車



消防艇

②の事業



潜水資機材



化学剤検知器

など

留意事項

〈共通事項〉

- 広域化、連携・協力の実施前に着手するものについても対象
- 広域化後5年度以内に完了する事業、連携・協力実施計画に位置づけた後5年度以内に完了する事業をそれぞれ対象

〈連携・協力〉

- 複数の消防本部のうち一つの消防本部が車両を購入、所有し、他の消防本部は負担金を支出する場合等、共同整備された車両を共有しない場合であっても、当該車両の出動範囲が、複数の消防本部の管轄区域にわたるものである場合は、緊急防災・減災事業債や防災対策事業債の対象
- 「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項について」(令和4年3月31日付け消防消第102号消防庁消防・救急課長通知)に掲げる、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等は緊急防災・減災事業債の対象(消防ポンプ自動車、救急自動車、救助工作車及び指揮車は防災対策事業債の対象)
- 「連携・協力実施計画」に基づく共同部隊の設置に伴い必要となる装備費等は、特別交付税の対象

財政措置(地方債、特別交付税)

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

＜①の事業＞

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 防災対策事業債(デジタル化関連事業等)※広域化、連携・協力に伴うもの

充当率 90%

(交付税算入率 50%)

一般財源 10%

＜②の事業＞

- 特別交付税(「連携・協力実施計画」に基づく共同部隊の設置に伴い必要となる装備費等)

一般財源

(特別交付税 措置率 0.5)

5-4 緊急消防援助隊の車両資機材

対象事業

- 緊急消防援助隊の編成に必要な車両資機材等

【事業イメージ】



消防ポンプ自動車



救急自動車



支援車



ヘリコプター



海水利用型消防水利システム



消防艇



搬送用アイソレーター装置



除染シャワー



救助用資機材



電動ストレッチャー など

留意事項

- 緊急防災・減災事業債の対象は、車両、ヘリコプター、消防艇及びこれらに付随する資機材（以下、車両等）の新規登録のための整備並びに車両等の高性能なものへの更新など、大規模災害に対応して、機能を強化するための事業

財政措置（補助金、地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は、「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金

充当率 90%

【補助率】1/2

一般補助施設等整備事業債（交付税措置なし）※

一般財源

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

5-5 災害対応ドローン（水中ドローンを含む）

対象事業

- 消防本部が運用する災害対応ドローン（水中ドローンを含む）の整備

【事業イメージ】

【空中からの情報収集】



ドローン



※上空から、要救助者の搜索や火災延焼状況の把握などに活用

【水中からの情報収集】



水中ドローン



※水中の状況を地上で共有し、水中における活動場所等の特定に活用

留意事項

〈ドローン〉

- 次の要件を満たすドローンを整備する場合に、緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象となります。詳しくは、「消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について」（令和4年3月31日付け消防消第99号消防庁消防・救急課長通知）を参照ください。

【必須要件】・ドローンの機体及び搭載するカメラは防水性能等級3以上を備えること

・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

【任意で付加する機能】・熱画像撮影機能・暗所撮影機能・高倍率ズーム機能・物件の搬送、投下機能 など

〈水中ドローン〉

- 次の要件を満たす水中ドローンを整備する場合に緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象となります。詳しくは、「消防本部における水中ドローンの整備推進について」（令和5年3月27日付け消防消第116号消防庁消防・救急課長通知）を参照ください。

【必須要件】・遠隔操作が可能であること（有線含む。）

・動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること

【任意で付加する機能】・音波探査・位置情報の把握・物件の収集、搬送 など

※対象事業、留意事項についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください。

財政措置（地方債）

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

5-6 救助活動等拠点施設等

対象事業

- 救助活動等拠点施設
ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設の全部又は一部を有するもの
- 林野火災用活動拠点広場
ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設、空中消火等資機材及び自家給油施設の全部又は一部を有するもの

留意事項

〈補助金関係〉

- 山村振興法に基づく山村振興計画に掲げる林野火災用活動拠点広場については、同補助金補助要綱第6条に基づく嵩上げ措置あり

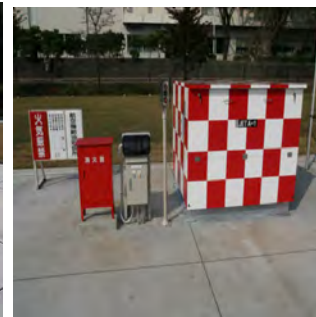
〈地方債関係〉

- 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設は、緊急防災・減災事業債、防災対策事業債の活用が可能
- 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設とは、燃料貯蔵施設や活動資機材保管施設、ヘリコプター離着陸場等、緊急消防援助隊が長期かつ広範囲に活動するに当たって必要な施設

【事業イメージ】



ヘリコプター離着陸場



自家給油施設



空中消火等資機材
など

財政措置(補助金、地方債)

※対象事業、留意事項についての詳細は、「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

- 消防防災施設整備費補助金 ※山村振興計画に掲げる林野火災用活動拠点広場は補助率5.5/10とする嵩上げ措置あり

充当率 90%

【補助率】1/3	一般補助施設等整備事業債(交付税措置なし)※	一般財源
----------	------------------------	------

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

※ この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

充当率 100%

(交付税算入率 70%)	
--------------	--

- 防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)		一般財源 25%
--------------	--	----------

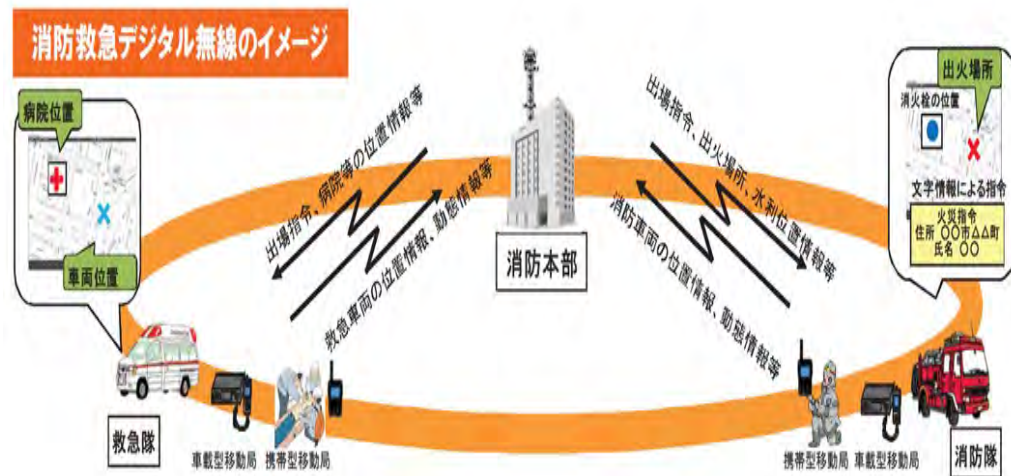
6 消防防災情報通信施設

6-1 消防救急デジタル無線

対象事業

- 消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新等
 - ・消防本部と消防・救急隊を結ぶ無線通信網であり、消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊から消防本部への報告などに使用される、消防救急活動に必要不可欠な無線網の整備

【事業イメージ】



＜機能強化の例＞



財政措置(補助金、地方債)

※対象事業についての詳細は、「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金※共通波に係るもののみ

充当率 90%

【補助率】1/2	一般補助施設等整備事業債(交付税措置なし)※	一般財源
----------	------------------------	------

- 緊急防災・減災事業債(機能強化を伴う更新)【令和7年度までの時限措置】

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

充当率 100%

(交付税算入率 70%)	
--------------	--

- 防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)	一般財源 25%
--------------	----------

6-2 防災行政無線

対象事業

○防災行政無線の機能強化を伴う更新等

①防災行政無線のデジタル化

アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合

②戸別受信機の設置

同報系の親局等を整備する場合に、屋外スピーカー等と一体として「戸別受信機」を整備する場合

③代替整備

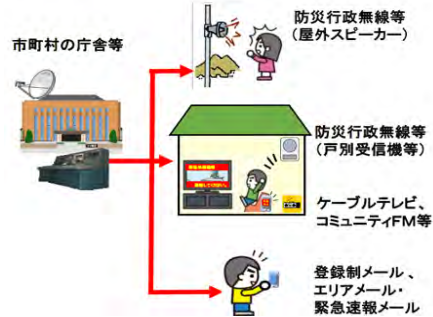
同報系の「代替」として整備するFM放送、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、280MHz帯電気通信業務用ペー
ジャー、地上デジタル放送波を活用した同報系システムを整備する場合

④機能強化

既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、住民への防災情報の確実な伝達のための「機能強化」(音達を改善・視覚効果付き・停電対策を実施した屋外スピーカー等)を図る場合

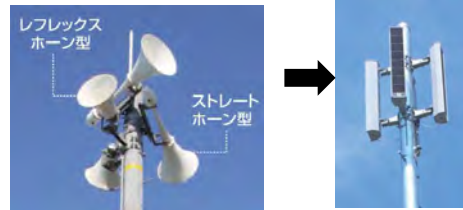
【事業イメージ】

(同報系(デジタル化))



〈機能強化の例〉

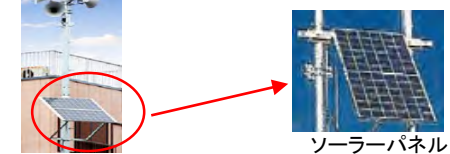
〈音達を改良した
高性能スピーカーへの更新〉



〈視覚効果付スピーカーへの更新〉



〈屋外スピーカーの停電対策〉



財政措置(地方債、特別交付税)

※対象事業についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

＜①、②(同報系と一体整備)、③、④の事業＞

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%



○ 防災対策事業債

充当率 75%



＜非適債事業(②戸別受信機、③代替整備の事業)＞

○ 特別交付税【令和7年度までの時限措置】

一般財源



※特別交付税措置は貸与する場合に限る(譲渡は対象外)。有償貸与により配備する場合は、住民負担分を除いた市町村の負担経費が対象

6-3 全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機等

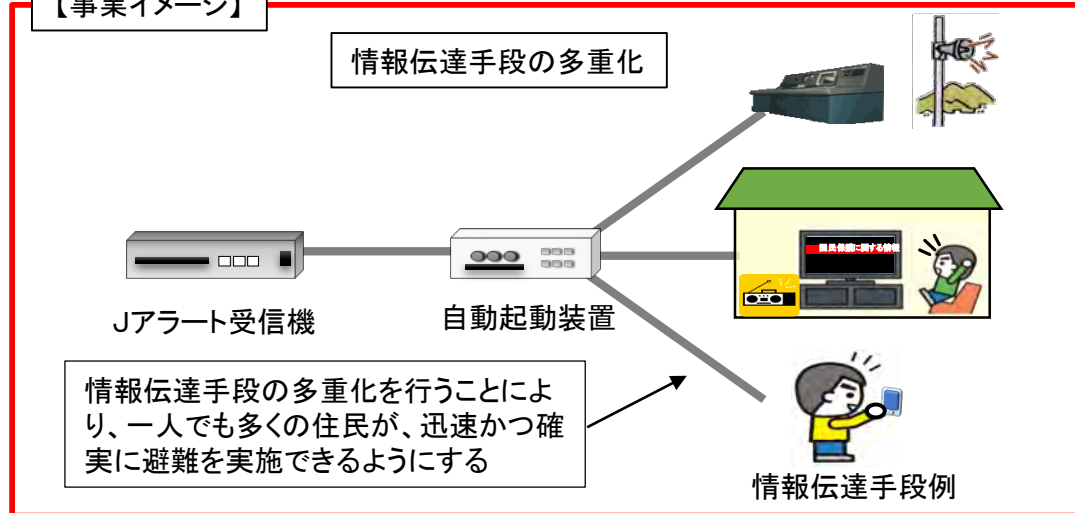
対象事業

- 全国瞬時警報システム（以下、「Jアラート」）の受信機等の整備
 - ① Jアラートと連携していない情報伝達手段の新たな連携（多重化）
 - ② Jアラートの受信機等の新設、更新
 - ③ Jアラートのシステム改修：活動火山対策として実施する自動起動装置の改修

留意事項

- Jアラートと連携していない情報伝達手段の新たな連携（多重化）については、Jアラートと連携する情報伝達手段が1手段のみの市町村はもちろん、既に情報伝達手段を複数整備している市町村も、緊急防災・減災事業債、防災対策事業債の対象となる。
- 活動火山対策として実施する自動起動装置の改修に要する経費については、特別交付税措置を講じている。

【事業イメージ】



※対象事業、留意事項についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

財政措置（地方債、特別交付税）

<①の事業>

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

<①、②の事業>

- 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

<③の事業>

- 特別交付税

一般財源

特別交付税 措置率 0.5

6-4 高機能消防指令センター

対象事業

○高機能消防指令センターの整備

① 高機能消防指令センターの整備

＜広域消防運営計画等及び連携・協力実施計画に基づく高機能消防指令センターの共同化＞

② 共同システムの整備費等(新設)

③ 指令の共同運用に参画する消防本部が、現行システムの更新時期が区々である各団体のシステムを統一するために延長して運用する場合に生じる割増経費

留意事項

＜共通事項＞

- 消防指令システムについては消防庁が示す標準仕様書に基づくものに限る

＜②の事業＞

- 広域消防運営計画等及び連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの整備であり、広域化後10年度以内に完了する事業又は連携・協力実施計画に位置付けた後10年度以内に完了する事業(広域化、連携・協力の実施前に着手するものも含む)
- 過去に広域化した又は連携・協力を既に行っている消防本部や、広域化又は連携・協力に向けた具体的な取組が確認された消防本部が、標準仕様書に基づく消防指令システムを導入する事業
- 「消防高機能消防指令センターの共同運用にあたっての留意事項について」(令和3年3月22日付け消防庁消防・救急課長通知)に掲げる事項を連携・協力実施計画に記載する必要がある

＜③の事業＞

- 「消防の連携・協力による高機能消防指令センターの共同運用の実施にあたっての財政措置について(通知)」(令和5年3月14日付け消防第92号消防庁消防・救急課長通知)に掲げる要件を満たしている必要がある

財政措置(補助金、地方債、特別交付税)

＜①、②の事業＞

○ 消防防災施設整備費補助金

充当率 90%

【補助率】1/3

一般補助施設等整備事業債(交付税措置なし)※

一般財源

○ 防災対策事業債

充当率 75%

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

＜②の事業＞

○ 緊急防災・減災事業債(新設)【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

○ 防災対策事業債(デジタル化関連事業等)

充当率 90%

(交付税算入率 50%)

一般財源 10%

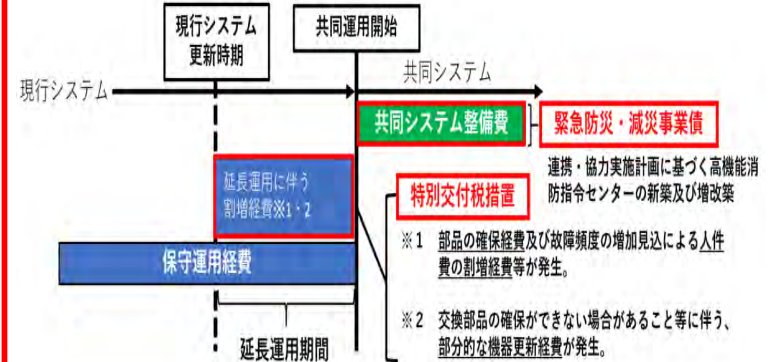
＜③の事業＞

○ 特別交付税

一般財源

特別交付税 措置率 0.5

【事業イメージ】



※対象事業についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

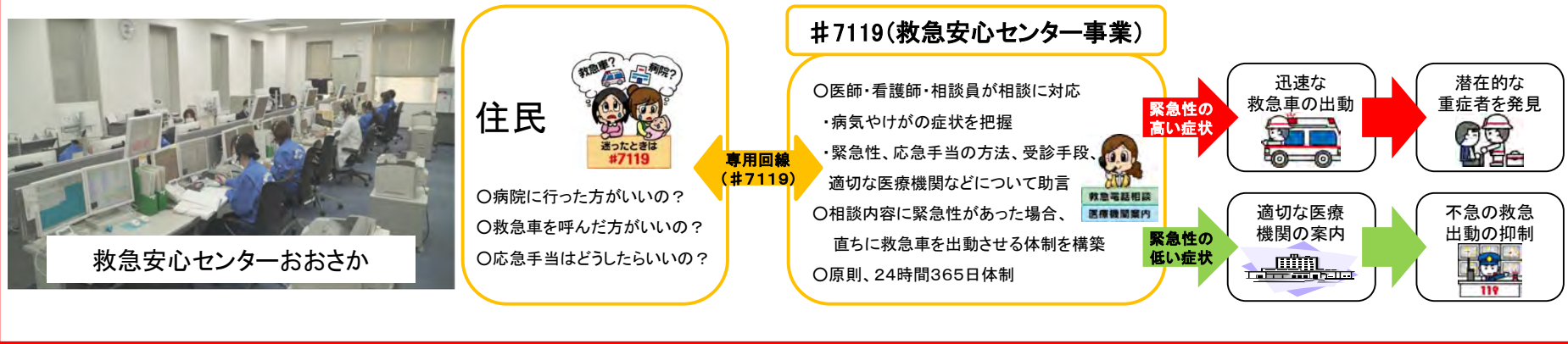
6-5 救急安心センター（＃7119）

対象事業

○ 救急安心センター（＃7119）施設・設備の整備

※「救急安心センター（＃7119）」は、住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際、専門家から電話でアドバイスを受けることのできる相談窓口

【事業イメージ】



※対象事業についての詳細は、「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

留意事項

○ 都道府県・市町村の「救急安心センター事業（＃7119）」の運用に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.5）を講じている

財政措置（補助金、地方債）

○ 消防防災施設整備費補助金

充当率 90%

【補助率】1/3	一般補助施設等整備事業債（交付税措置なし）※	一般財源
----------	------------------------	------

○ 防災対策事業債

※ この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

充当率 75%

（交付税算入率 30%）		一般財源 25%
--------------	--	----------

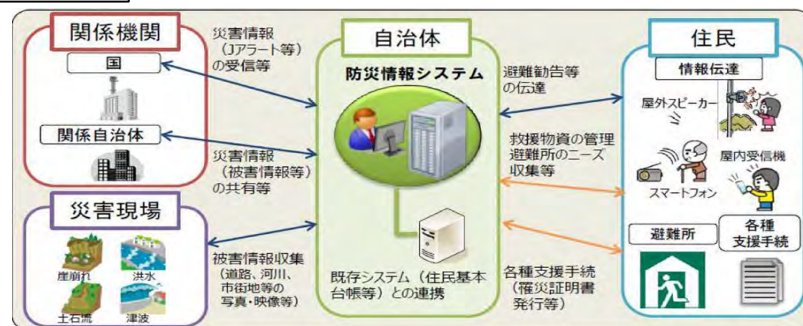
6-6 防災情報システム

対象事業

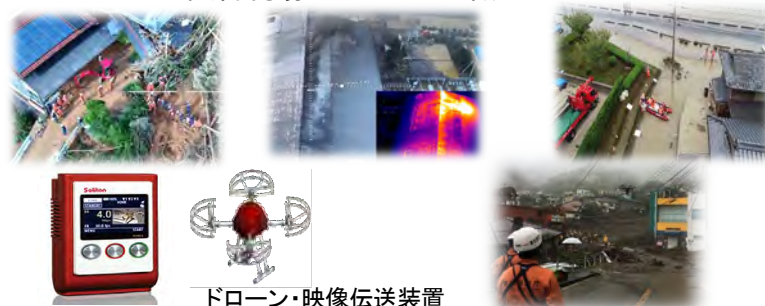
○防災情報システムの整備等

- ① 河川水位情報やドローンからの映像等を関係機関や避難所に送り、警報等と呼びかけるシステム
- ② 被災者関連機能(被災者台帳管理等)、避難所関連機能(避難所のニーズ把握等)、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能及び職員参集連絡機能等を有するシステム
- ③ 災害情報伝達手段への一斉送信システム
- ④ 携帯電話網等を活用した情報伝達システム
- ⑤ 既存の防災情報システムの改修(機能強化)(サーバーの設置等と一体的に行うソフトウェアの追加に要する経費)

【事業イメージ】



<災害現場でのドローン活用>



ドローン・映像伝送装置

留意事項

- 携帯電話網等を活用した情報伝達手段の個別端末配備(※)及び必要となる庁舎側設備のソフト改修等並びに一斉送信機能導入に伴うシステム改修等については、特別交付税措置(措置率0.7)を講じている。
※貸与する場合に限る(譲渡は対象外)。有償貸与により配備する場合は、住民負担分を除いた市町村の負担経費が対象。
- ②については、クラウド型被災者支援システムも対象(「クラウド型被災者支援システムの導入経費に係る緊急防災・減災事業債の活用について」(令和3年12月14日付け内閣府政策統括官(防災担当)事務連絡)参照)

財政措置(地方債、特別交付税)

※対象事業、留意事項についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

<①～④の事業>

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】 充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 防災対策事業債 充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

<⑤の事業>

- 特別交付税(非適債事業(個別端末整備、庁舎側設備のソフト改修等))【令和7年度までの時限措置】

一般財源

特別交付税 措置率 0.7

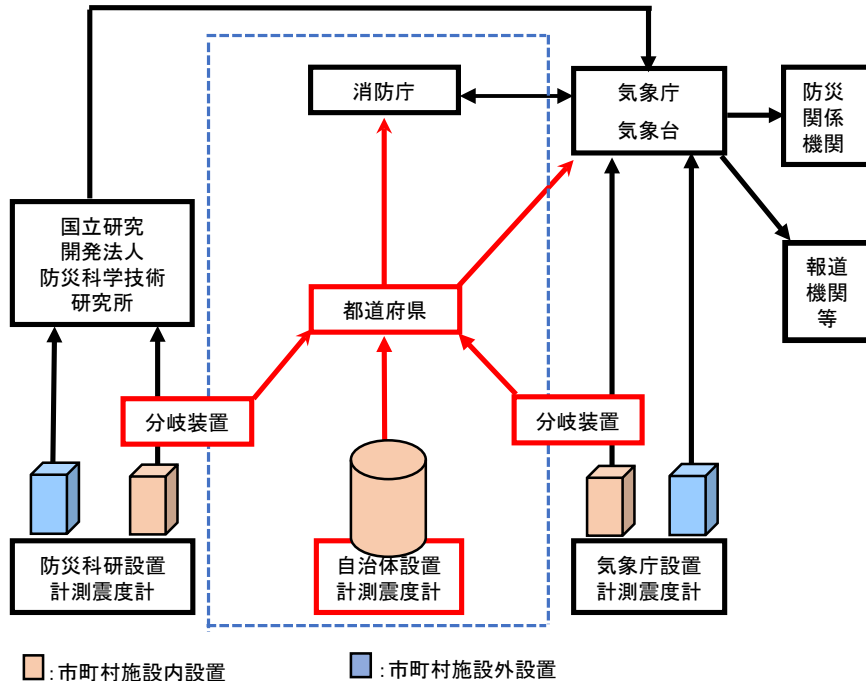
6-7 震度計（震度情報ネットワークシステム）

対象事業

○ ネットワーク回線の切替、機器の機能強化

・各地方公共団体が設置している震度計について、安定的かつきめ細かな震度観測、観測データの確実な伝送ができるよう、機器を更新するとともに、それにあわせ、波形データの保存容量の拡充・伝送の自動化、断線時の副回線への切替機能の追加、ネットワークの光回線化による伝送データの大容量化等を行い、ネットワーク全体の機能を強化

【事業イメージ】



＜震度計及びサーバの機能強化の例＞

区分	項目	内容
震度計・サーバ	波形データ伝送機能	震度計が計測した波形データを都道府県サーバを通じ消防庁に自動送信
震度計	測定範囲の拡大	地震の加速度の計測範囲を拡大(3,000gal→4,000gal)
	波形データ保存容量の拡大	震度計の記録容量を拡大(256MB→1GB)
	通信切替機能	主回線が断線したときに自動的に副回線に切替
	異常報知機能	震度計に発生した各種異常を自動的にサーバに報知する機能
	テスト機能	サーバからリモートで震度計センサーの正常性を点検する機能

※機能強化の詳細は、消防庁が定める「計測震度計が最低限満たすべき仕様」及び「震度情報システムインタフェース仕様書」を参照ください

財政措置（地方債）

※対象事業についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

○ 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

6-8 地域衛星通信ネットワーク

対象事業

○地域衛星通信ネットワークの整備

- ① 地域衛星通信ネットワークの新設、更新
- ② 地域衛星通信ネットワークの第3世代システムの整備(都道府県庁と都道府県内の全市町村を結ぶ一体的な整備)
- ③ 地域衛星通信ネットワークシステム負担金(市町村分)

【事業イメージ】

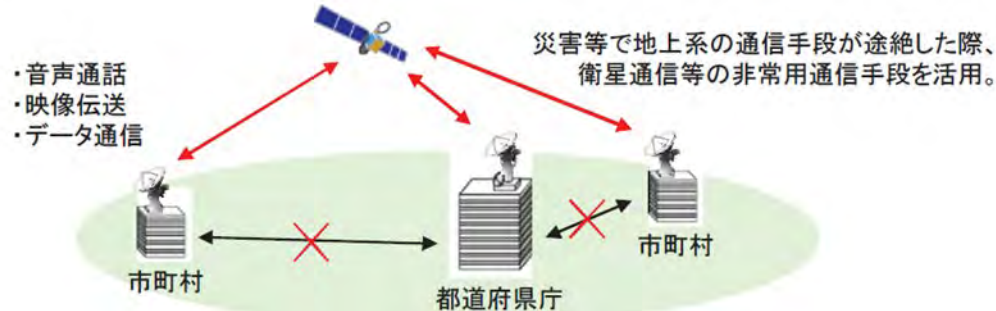
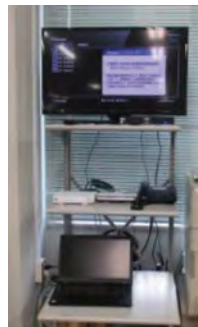
(参考)地域衛星通信ネットワーク第3世代システム



県庁局(高知県)



市町村局(高知県宿毛市)



留意事項

○ 緊急防災・減災事業債の対象となる衛星通信システムの整備(都道府県庁と都道府県内の全市町村を結ぶ一体的な整備)は、以下の要件を全て満たすもの(地域衛星通信ネットワークの第3世代システム)であることが必要

- ・災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保できること
- ・災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやり取りできるだけの十分な回線容量を常に確保すること
- ・被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワークであること

財政措置(地方債、特別交付税)

※対象事業、留意事項についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」「質疑応答集」を参照ください

<②の事業>

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】 充当率 100%

(交付税算入率 70%)

<①、②の事業>

○ 防災対策事業債 充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

<③の事業>

○ 特別交付税【令和7年度までの時限措置】 一般財源

特別交付税 措置率 0.7

6-9 災害時オペレーションシステム

対象事業

○災害時オペレーションシステムの整備

① 災害時オペレーションシステムの新設、更新

災害対策本部や消防本部等に設置する、ヘリテレ、ドローン及び地上設置カメラによる画像等をリアルタイムで大型スクリーンに表示し、同時に関係機関間で共有する機能等を有するシステム

② 画像伝送システム(施設分)の新設、更新

【事業イメージ】

自治体(消防本部を含む)

情報の一元的把握

災害対策本部等

各種回線設備

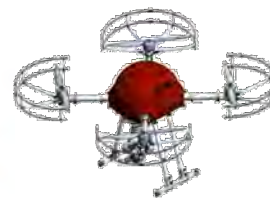
関係部局・関係機関からの情報を収集・集約

関係部局・関係機関

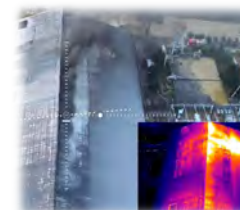
災害現場

定点カメラ

防災ヘリ



ドローン・映像伝送装置



災害現場でのドローン活用

財政措置(補助金、地方債)

※対象事業についての詳細は、「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

<①の事業>

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

○ 防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

<②の事業>

○ 消防防災施設整備費補助金(画像伝送システム)

充当率 90%

【補助率】1/2

一般補助施設等整備事業債(交付税措置なし)※

一般財源

※ この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

7 消防団、自主防災組織関係

7-1 消防団の力向上モデル事業【令和6年度事業】

対象事業

○ 消防団の力向上モデル事業

- ・ 社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進に向けた地方公共団体の創意工夫に満ちた取組を促す
- ・ 各取組をモデル事業として、全国へ横展開を図る

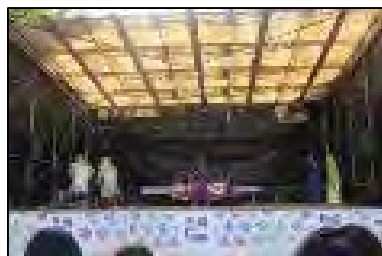
【事業イメージ】

【消防団の力向上モデル事業の例】

○ 企業や大学と連携した入団促進



プロスポーツチームと連携した入団促進



大学祭での入団促進

○ 災害現場で役立つ訓練の普及

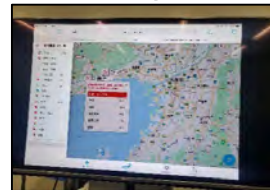


資機材取扱訓練



山火事想定訓練

○ デジタル技術の活用



消防団アプリ
の導入



車両動態
表示装置の導入

○ 子供連れでも活動できる消防団の環境づくり



子連れ
巡回活動



子供連れでの
広報活動

○ 免許等取得環境の整備



準中型免許等の
取得環境整備



ドローン操縦技能
習得支援

全額国費(上限500万円)

留意事項

- 事業の詳細については、「「消防団の力向上モデル事業」の提案募集について(照会)」(令和6年1月25日付け消防地第22号)を参照

財政措置(補助金)

○ 消防団の力向上モデル事業

【補助率】10/10(全額国費)

7-2 消防団拠点施設

対象事業

- 災害時に消防団の活動拠点となるよう備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団の訓練・研修等が行える公共施設
 ※「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」(平成26年3月28日付け消防災第122号消防庁国民保護・防災部防災課長通知。以下「通知」という。)

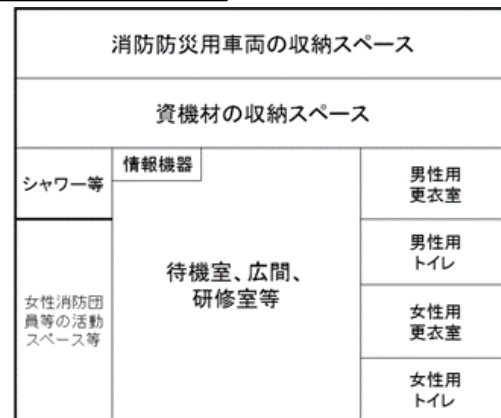
留意事項

- < 標準的に整備することが必要な施設・機能 (通知より) >
- 団員数に応じた十分なスペースを備えた待機室や広間等の整備
 - 発災直後の初動対応に必要な期間の活動に必要な非常用備蓄物資や発電機等の整備
 - 消防学校等で教育・訓練を受けた団員が他の団員に対し行う教育・訓練や自主防災組織等及び地域住民向けの教育・訓練に活用できる研修室の整備
 - 消防団が使用する車両や新たな資機材の収納場所の整備、無線機器等及び災害現場からの情報を収集し共有するための設備
 - 女性用トイレ・更衣室の設置

財政措置(地方債)

※対象事業、留意事項についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」「質疑応答集」、「通知」を参照ください

【事業イメージ】

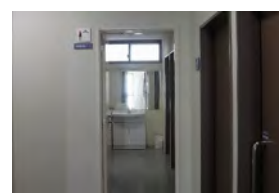


付加施設

外観・内観、車庫等



資機材の収納スペース



女性団員専用施設(トイレ、洗面台、浴室)

- 緊急防災・減災事業債(新設・機能強化)【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

- 施設整備事業債(一般財源化分)

事業費の1/2 ※1

(交付税算入率 70%)

一般財源 ※2

※1 過疎地域、離島地域、奄美群島地域、小笠原諸島地域、は事業費の5.5/10への嵩上げ措置あり

※2 一般財源の他に、一般単独事業債(一般事業)、過疎対策事業債、辺地対策事業債等を充当することが可能

7-3 地域防災拠点施設

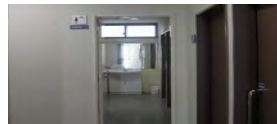
対象事業

- 災害時に自主防災組織等の活動拠点となるよう備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設
※「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」(平成26年3月28日付け消防第122号消防庁国民保護・防災部防災課長通知。以下「通知」という。)

留意事項

- < 標準的に整備することが必要な施設・機能(通知より) >
- 団員数に応じた十分なスペースを備えた待機室や広間等の整備
 - 発災直後の初動対応に必要な期間の活動に必要な非常用備蓄物資や発電機等の整備
 - 消防学校等で教育・訓練を受けた団員が他の団員に対し行う教育・訓練や自主防災組織等及び地域住民向けの教育・訓練に活用できる研修室の整備
 - 消防団が使用する車両や新たな資機材の収納場所の整備、無線機器等及び災害現場からの情報を収集し共有するための設備
 - 女性用トイレ・更衣室の設置
 - 住民や自主防災組織向け備蓄物資や資機材を収納する備蓄スペースの整備
 - 自主防災組織等の会議や研修のための研修室の整備
 - 市町村の防災拠点施設の整備(市町村の防災部局との連携強化)

【事業イメージ】



財政措置(補助金、地方債)

※対象事業、留意事項についての詳細は、「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」、「通知」を参照ください

- 消防防災施設整備費補助金(備蓄倉庫(地域防災拠点施設))

充当率 90%

【補助率】1/3

一般補助施設整備等事業債(交付税措置なし)※

一般財源

- 消防防災施設整備費補助金※地防法に基づく「備蓄倉庫(地域防災拠点施設)」の整備の場合

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可
充当率 90%

【補助率】1/2

一般補助施設整備等事業債 ※
(交付税算入率 50%)

一般財源

- 緊急防災・減災事業債(新設・機能強化)【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

(交付税算入率 70%)

- 防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

7-4 消防団車両資機材（無償貸付）

対象事業

- 消防団の教育訓練を通じて災害対応能力の向上を図るため、救助用資機材等を搭載した消防団車両の無償貸付を実施

【事業イメージ】

【無償貸付車両のイメージ】 ※車両の写真等については、イメージとなります

救助用資機材搭載型
小型動力ポンプ積載車（3.5t未満）



※小型動力ポンプ及び救助用資機材
を搭載した車両

救助用資機材搭載型
小型動力ポンプ積載車（5t未満）



※小型動力ポンプ及び救助用資機材
を搭載した車両

救助用資機材・
小型動力ポンプ搬送車



※小型動力ポンプ及び救助用資機材を
搭載した4人乗り車両

留意事項

- 貸付先市町村は都道府県が提出する「推薦報告書」を受け、消防庁が決定する。
- 貸付を受けた市町村においては、貸付を受けた車両及び資機材を用いた訓練を実施し所定の様式により報告する。
- 車両登録に係る自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険に関する費用並びに廃棄に要する費用は、全て借受市町村の負担となる。

7-5 消防団車両資機材（消防団設備整備費補助金）

対象事業

○消防団救助能力向上資機材の整備

AED、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、切創防止用保護衣等、ジャッキ、水のう、多機能型ノズル、ドローン、水中ドローン、発電機、排水ポンプ、ボート、救命胴衣等、トランシーバー、高視認性活動服、高性能防火衣、高視認性雨衣、高視認性防寒衣、可搬消防ポンプ等

補助対象資機材等(例)



※ 救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環及びフローティングローブをいう。
また、切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣及び耐切創性手袋をいう。

留意事項

- 各市町村・都道府県からの要望数、要望額に上限なし(ただし、予算額を超えた場合は、調整することがある)。
- 前年度末に要望調査を実施し、年度当初に交付決定を実施する。その後は予算残額を考慮し、適宜、要望調査を実施する。

財政措置(補助金、特別交付税)

○ 消防団設備整備費補助金

【補助率】1/3	特別交付税 措置率 0.8(市町村分に限る。)	一般財源
----------	-------------------------	------

7-6 消防団車両資機材（緊急防災・減災事業債等）

対象事業

- 消防団に整備される施設（消防団活動を行うにあたり必要となる指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等）の整備
※ ただし、地方財政法上の適債性があるものに限る。

【事業イメージ】

<車両>



消防ポンプ自動車



小型動力ポンプ搬送車

<資機材>



AED



救助ボート



ドローン



軽可搬ポンプ

など

留意事項

- 緊急防災・減災事業債は、対象事業のうち、消防団車両の増強（※1）、初期消火資機材（※2）の増強や救助活動等を行うために必要な車両の整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備等の消防団の機能強化を図るための事業が対象
（※1）車両の新設のほか、古い型の車両を最新型に置換えるなど、消防団の機能強化を目的とした更新を含む
（※2）可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、その他初期消火活動に必要な資機材

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」及び「施設整備事業（一般財源化分）に係る地方債措置について」（平成21年6月15日付け総務省自治財政局調整課長通知）を参照ください。

- 緊急防災・減災事業債（新設・機能強化）【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

- 施設整備事業債（一般財源化分）

事業費の1/2 ※1

（交付税算入率 70%）

一般財源 ※2

※1 過疎地域、離島地域、奄美群島地域、小笠原諸島地域、は事業費の5.5/10への嵩上げ措置あり

※2 一般財源の他に、一般単独事業債（一般事業）、過疎対策事業債、辺地対策事業債等を併用し充当することが可能

8 指定避難所、 災害対策のための公共施設・公用施設等

8-1 指定避難所（防災機能の強化、修繕、資機材整備、耐震化）

対象事業

- ① 指定避難所の防災機能の強化
 - ・電源設備等の整備、嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。
- ② 地域防災計画、耐震改修を進める必要があるとされた指定避難所の耐震化
- ③ 避難施設の修繕、資機材等整備（非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水機等）

【事業イメージ】

<①防災機能の強化>



止水板



避難階段の設置



安全性向上のための改修

<②耐震化>



耐震化工事

<③施設の修繕、資機材等整備>



暖房器具



サーキュレーター



非常用発電機

など

財政措置（地方債、特別交付税）

※対象事業についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

<①、②の事業>

○緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

<①の事業>

○ 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

<②の事業>

○ 防災対策事業債（公共施設等耐震化事業）※指定避難所の耐震化に限る

充当率 90%

（交付税算入率 50%）

一般財源 10%

<③の事業>

○ 特別交付税（非適債事業）【令和7年度までの時限措置】

一般財源

特別交付税 措置率 0.7

8-2 指定避難所（生活環境改善、感染症対策）

対象事業

- ① 指定避難所の生活環境改善・感染症対策
 - ・ トイレ（トイレカー含む）、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室等の整備
- ② 避難施設の修繕、資機材整備（非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水機等）

【事業イメージ】

①の事業

<生活環境の改善>



空調設備



授乳室の設置



Wi-Fi

<感染症対策>



固定式間仕切り

②の事業

<施設の修繕、資機材等整備>



暖房器具



スポットクーラー



ポータブル蓄電池



非常用発電機 など

留意事項

- 上記の対象事業のほか、避難者のための避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、感染防止用備蓄倉庫等も対象
- 空調設備の整備については、電気、都市ガス、LPガス等で整備する場合のいずれも対象
- Wi-Fi の整備については、制御・監視装置（例：運用管理用サーバやシステム等）、電源設備（例：蓄電池、無停電電源装置等）、伝送路設備（例：光ファイバーケーブル、引込線等）を指定避難所におけるWi-Fiアクセスポイントとあわせて整備する場合に対象
- 新たに公共施設等を整備する場合には、施設設置条例に定められている主たる目的に即した事業債を充当することになるが、例えば、体育館を整備する場合に完成後の施設を指定避難所に位置づけることを前提に避難者の生活環境の改善を目的として行われる空調整備は、緊急防災・減災事業債、防災対策事業債の対象（空調整備以外は学校教育施設等整備事業債の対象）

財政措置（地方債、特別交付税）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

<①の事業>

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

<②の事業>

- 特別交付税（非適債事業）【令和7年度までの時限措置】

一般財源

特別交付税 措置率 0.7

8-3 指定避難所

(社会福祉法人・学校法人が行う防災機能強化や避難者の生活環境改善のための取組等への支援)

対象事業

- 社会福祉法人・学校法人が行う以下の事業に対して自治体が支出する補助金
 - ①指定避難所の防災機能を強化するための施設整備(電源設備の整備、嵩上げ・上階層への移設、止水板・防水扉の設置等)
 - ②指定避難所の耐震化(一部改築又は増築)
 - ③指定避難所における避難者の生活環境改善に係る施設整備(トイレ(トイレカー含む)、更衣室、授乳室、空調、Wi-Fi、バリアフリー化等)
 - ④避難施設の修繕、資機材等整備(非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水機等)

【事業イメージ】

<①防災機能の強化>



止水板



自家発電設備

<②耐震化>



耐震化工事

<③生活環境の改善>



空調設備



Wi-Fi

<④施設の修繕、資機材等整備>



暖房器具



スポットクーラー



ポータブル蓄電池



非常用発電機 など

留意事項

- 【共通】地方公共団体の補助金を限度とする。
- 【指定避難所における避難者の生活環境改善に係る施設整備】
社会福祉法人又は学校法人が行う指定避難所における生活環境改善に係る施設整備(国庫支出金を受けて実施するものを除く)に対して、地方単独事業として地方公共団体が支出する補助金を対象とする。

財政措置(地方債、特別交付税)

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

<①～③の事業>

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

自治体が支出する補助金に充当: 充当率 100%

(交付税算入率 70%)

社会福祉法人又は学校法人の負担

- 防災対策事業債 自治体が支出する補助金に充当: 充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源

社会福祉法人又は学校法人の負担

<④の事業>

- 特別交付税(非適債事業)【令和7年度までの時限措置】

自治体が支出する補助金

特別交付税 措置率 0.7

社会福祉法人又は学校法人の負担

8-4 公共・公用施設（防災機能の強化、津波監視カメラ等）

対象事業

① 公共施設・公用施設（以下、公共施設等）の防災機能の強化

電源設備等の整備、嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等

<非適債事業>

② 公共施設等の防災体制の強化（津波監視カメラ、車載用防災行政無線、衛星電話、無線、非常用発電機等）等

【事業イメージ】

<防災機能の強化>



止水板



避難階段の設置



電源設備嵩上げ



安全性向上のための改修

【非適債事業】 <津波監視カメラ等>



避難標識の設置



津波監視カメラ



津波等ハザードマップ



衛星電話 など

財政措置（地方債、特別交付税）

※対象事業についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

<①の事業>

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

○ 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

<②の事業>

○ 特別交付税（非適債事業）【令和7年度までの時限措置】

一般財源

特別交付税 措置率 0.7

8-5 公共・公用施設（耐震化）

対象事業

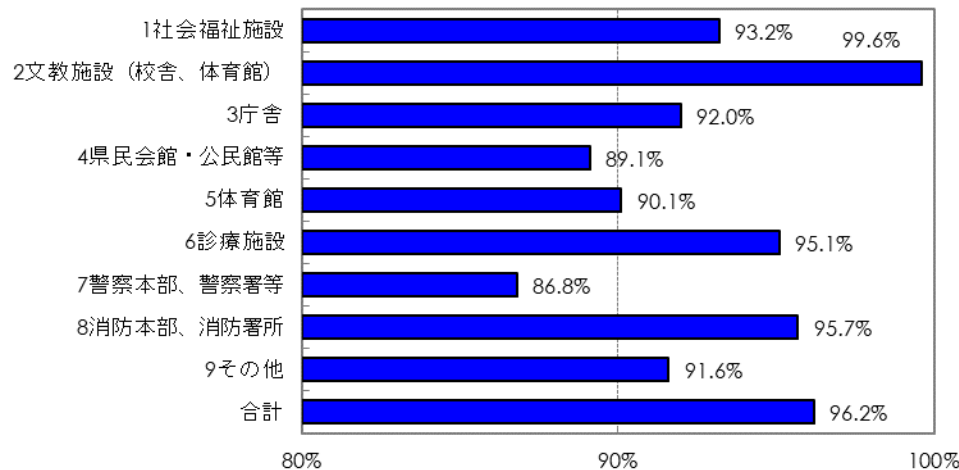
① 地域防災計画上、耐震改修を進める必要があるとされた公共施設等の耐震化

<非適債事業>

② 公共施設等の耐震診断・調査（庁舎、避難所、社会福祉施設など防災拠点となる公共施設等や、学校施設、不特定多数の者が利用する施設の天井脱落対策に係る点検経費含む）

【事業イメージ】

<施設区分別の耐震化推進状況> (令和4年10月1日現在)



耐震化工事

財政措置（地方債、特別交付税）

※対象事業についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

<①の事業>

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

○ 防災対策事業債（公共施設等耐震化事業）

充当率 90%

(交付税算入率 50%)

一般財源 10%

<②の事業>

○ 特別交付税（非適債事業）【令和7年度までの時限措置】

一般財源

特別交付税 措置率 0.7

8-6 公用施設（応援職員の受入れ施設等）

対象事業

- 災害時に災害対策の拠点となる公用施設（本庁舎及びその他庁舎）における
 - ①災害対策本部の設置、②応援職員の受入に係る施設、③災害応急対策に係る施設の整備
- （地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）

【事業イメージ】

＜①災害対策本部の設置＞



災害対策本部室

＜②応援職員の受入に係る施設＞



応援職員のための執務室

＜③災害応急対策に係る施設＞



一時待避所



物資集積所

留意事項

- 一部改築又は増築による整備のほか、耐震化が未実施の施設の建替事業（※）であって、個別施設計画に当該施設の建替えを位置付けるものが対象（※）原則として、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の施設
- また、災害対策本部や緊急消防援助隊の都道府県大隊等で使用される施設が対象であり、地域防災計画等への位置付けについて、災害発生時の初動体制が確保できるよう、それぞれの施設の設置場所（面積が特定できるよう具体的な位置を記載することが必要）、具体的な利用手続き、災害の程度に応じた応急対策に関する内容が必要
- 特に、応援職員の受入に係る施設を整備する場合については、受援体制（国、地方団体、民間企業、ボランティア団体等からの応援を迅速・適確に受入れて情報共有や調整を行うための体制）の構築のための「受援計画」策定が必要

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

8-7 公共・公用施設（津波浸水想定区域からの移転）

対象事業

- ① 施設の大宗が津波浸水区域内にあり災害時に災害拠点となる公共施設、公用施設（以下公共施設等）等の移転
＜非適債事業＞
- ② 市町村防災計画等の見直し、被害想定の見直し（被害想定見直し、津波避難計画策定等）、津波浸水予測図、避難標識、海拔表示板等の整備、液状化調査、津波等ハザードマップ、防災教育・普及啓発（津波避難訓練、防災学習システムの見直し、防災情報の提供等）

【事業イメージ】

＜浸水想定等区域移転事業＞



移転前（浸水想定区域）



移転後

＜非適債事業＞



津波浸水予想図イメージ



ハザードマップ

留意事項

＜津波浸水想定区域からの移転＞

- 災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設（社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園、特別支援学校、認定こども園）も対象
- 自治体区域内に高台など適切な移転先がなく、浸水想定等区域内で建て替えざるを得ない状況がある場合は、かさ上げなどの浸水対策等を講じることにより、高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた浸水対策の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置づけられていれば、緊急防災・減災事業債及び防災対策事業債の対象となり得る

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」「質疑応答集」を参照ください

＜①の事業＞

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】 充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債（浸水想定等区域移転事業） 充当率 90%

（交付税算入率 50%）

一般財源 10%

＜②の事業＞

- 特別交付税（非適債事業）【令和7年度までの時限措置】 一般財源

特別交付税 措置率 0.7

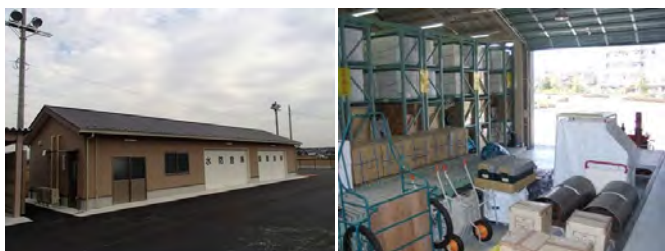
8-8 防災資機材等備蓄施設、拠点避難地

対象事業

- ① 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地(夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設)の整備
- ② 避難施設の修繕、資機材等整備(非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水機等)

【事業イメージ】

防災資機材等備蓄倉庫



拠点避難地



夜間照明

備蓄倉庫

財政措置(補助金、地方債、特別交付税)

※対象事業についての詳細は「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

<①の事業>

- 消防防災施設整備費補助金(備蓄倉庫)

充当率 90%

【補助率】1/3	一般補助施設整備等事業債 ※	一般財源
----------	----------------	------

- 消防防災施設整備費補助金(備蓄倉庫)※地防法、財特法に基づく整備

充当率 90%

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

【補助率】1/2	一般補助施設整備等事業債※ (交付税算入率 50%)	一般財源
----------	-------------------------------	------

- 緊急防災・減災事業債(防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地)【令和7年度までの時限措置】

※この他、過疎対策事業債または辺地対策事業債を充当可

充当率 100%

(交付税算入率 70%)	
--------------	--

- 防災対策事業債(防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地)

充当率 75%

(交付税算入率 30%)	一般財源 25%
--------------	----------

<②の事業>

- 特別交付税(非適債事業)【令和7年度までの時限措置】

一般財源

特別交付税 措置率 0.7	
---------------	--

8-9 緊急時に避難又は退避するための施設 (津波避難タワー、活動火山対策避難施設)

対象事業

- 緊急時に避難又は退避するための津波避難タワー、活動火山対策避難施設の整備

【事業イメージ】

津波避難タワー



避難壕



活動火山対策避難施設



民間所有施設の退避舎改修事業

など

留意事項

<補助金関係> 活動火山対策避難施設

補助率 原則1/3(※活火山法第14条に基づき、避難施設緊急整備地域(9火山(※)周辺地域)に指定された関係都道府県が作成した避難施設緊急整備計画に掲げる施設については1/2)【補助金の充当残額の80%について特別交付税措置あり】

※桜島、阿蘇山、有珠山、伊豆大島、十勝岳、雲仙岳、三宅島、霧島山(新燃岳)、口永良部島

※対象事業についての詳細は「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

財政措置(補助金、地方債)

- 消防防災施設整備費補助金(活動火山対策避難施設)

一般補助施設整備等事業債
(充当率 90%)

特別交付税
措置率 0.8

一般財源

補助率 1/3 または 1/2

元利償還金に対して特別交付税 措置率 0.8

一般財源

補助率 1/3 または 1/2

特別交付税 措置率 0.8

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

8-10 避難路、避難階段、非常用電源

対象事業

- 避難路、避難階段の整備
避難経路や緊急車両の進入経路等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等
- 非常用電源の整備
災害発生時に当該施設の機能を維持するために整備する非常用電源の設置に加え、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設。防護板の設置等）や機能強化（非常用電源の出力向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）

【事業イメージ】

避難路



避難階段



非常用電源



変電設備



自家発電設備



災害対応型LPガスバルク供給システム

留意事項

- 社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。）

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

8-11 トイレカー

対象事業

- 避難者の生活環境改善や災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカー(トイレトレーラーを含む)の整備

【事業イメージ】

トイレカー



トイレトレーラー



(想定される活用場所)

- ・災害対策本部設置庁舎などの災害対策拠点
- ・災害応急対策の活動現場
- ・指定避難所 等

留意事項

- 車両で牽引するトイレトレーラーも対象に含む

財政措置(地方債)

※対象事業、留意事項についての詳細は「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】 充当率 100%

(交付税算入率 70%)

- 防災対策事業債 充当率 75%

(交付税算入率 30%)

一般財源 25%

8-12 防災部局が物資輸送等に活用するドローン（災害対応ドローン）

対象事業

- 防災部局が物資輸送等のために運用するドローンの整備

【事業イメージ】

ドローンによる救援物資輸送



ドローンによる避難情報の周知



留意事項

- 防災部局が整備・管理・運用するドローンについては、災害発生時に孤立集落などへの物資輸送のほか、被害状況の把握や住民等への情報伝達などのために地方公共団体の防災主管部局が整備・管理・運用するドローンであり、「地方公共団体の防災主管部局における災害対応ドローンの活用について」（令和6年4月1日付け消防第70号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）に沿って、事前に消防庁に対し、「地方公共団体物資輸送等ドローン整備、管理、・運用に関する事業計画」を提出しているものが対象となります。詳しくは、同通知をご参照ください。

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は「補助要綱」、「地方債同意等基準運用要綱」、「質疑応答集」を参照ください

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%

（交付税算入率 70%）

- 防災対策事業債

充当率 75%

（交付税算入率 30%）

一般財源 25%

9 共通の財政措置

共通－1 災害復旧

対象事業

- 一般単独災害復旧事業
- ・災害により地方公共団体が管理している施設が被害を受けた際、施設を原形に復旧する災害復旧事業が対象。例えば、豪雨災害により公用車や消防車両が水没した場合の新たな購入、被災した庁舎（自治体庁舎、消防庁舎、消防団拠点施設等）の原型復旧（移転建替可）等

【事業イメージ】



留意事項

<施設（自治体庁舎、消防庁舎、消防団拠点施設等）>

- 原則、被災前延床面積が上限。また被災前延床面積が被災時点における被災庁舎の入居職員数に一人当たり35.3 m²を乗じて得た面積を下回る場合、当該面積が上限
- 被災した施設を原型復旧する際に、当該施設の復旧と併せて整備する備品についても、①～③の要件を全て満たす場合は、20万円未満のものであっても対象（①当該施設の事業目的のために整備することが必要不可欠なもの、②当該地方公共団体において、備品として取り扱われるもの、③被災した備品と品質・価格等が同程度のもの）
- 自治会等が所有する消防団詰所（消防団拠点施設）についても、地方公共団体が当該施設を取得して原型復旧する場合には対象

財政措置（地方債）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

- 一般単独災害復旧事業

充当率 100%

（交付税算入率 47.5～85.5%（財政力に応じて措置））

共通－2 転用

対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた施設(消防庁舎等)の公共施設への転用事業

【事業イメージ】



消防出張所 等



自治会館に転用するための改修等



留意事項

- 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象外。
- 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として、公共施設等適正管理推進事業債の起債対象事業費を算出。
(転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して同事業債の対象事業費とする)
- 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象
- 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象

財政措置(地方債)

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

- 公共施設等適正管理推進事業債(転用事業)【令和8年度までの時限措置】

充当率 90%

(交付税算入率 30～50% (財政力に応じて措置))

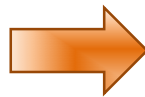
一般財源
10%

共通－3 除却

対象事業

- 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却であって、公共施設等総合管理計画に基づくもの

【事業イメージ】



留意事項

- 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

財政措置(地方債)

- 公共施設等適正管理推進事業債(除却事業)【令和8年度までの時限措置】

充当率 90%

(交付税措置なし)

一般財源
10%

番号	項目	問い合わせ先	連絡先
1 消防庁舎(消防本部、消防署所)			
1-1	消防庁舎(新築、増改築、建替)	消防・救急課 警防係	03-5253-7522
1-2	消防庁舎(「広域化」に伴う新築、増改築)	消防・救急課 広域化推進係	
1-3	消防庁舎(浸水想定等区域からの移転)	消防・救急課 警防係	
1-4	消防庁舎(耐震化に伴う増改築、移転)	消防・救急課 警防係	
1-5	消防庁舎(応援職員の受入れ施設等)	消防・救急課 警防係・職員係	
1-6	消防庁舎(救急隊員等の感染症対策)	消防・救急課 職員係	
1-7	消防庁舎(ユニバーサルデザイン化)	消防・救急課 財政係	
1-8	消防庁舎(女性活躍のための施設等)	消防・救急課 職員係	
1-9	消防庁舎(テレワーク環境の構築)	消防・救急課 職員係	
1-10	消防庁舎(脱炭素化)	消防・救急課 財政係	
1-11	消防庁舎(非常用電源・防災機能の強化)	消防・救急課 警防係	
2 訓練施設・広域拠点訓練施設			
2-1	訓練施設(「連携・協力」に伴う新築・増改築)	消防・救急課 広域推進係	03-5253-7522
2-2	広域訓練拠点施設	消防・救急課 職員係	

番号	項目	問い合わせ先	連絡先
3 消防学校			
3-1	消防学校(新築、増改築、建替)	消防・救急課 職員係	03-5253-7522
3-2	消防学校(実践的訓練施設)	消防・救急課 職員係	
3-3	消防学校(応援職員の受入れ施設等)	消防・救急課 職員係	
3-4	消防学校(ユニバーサルデザイン化)	消防・救急課 財政係	
3-5	消防学校(女性活躍のための施設等)	消防・救急課 職員係	
4 消防水利施設(耐震性貯水槽、防火水槽等)			
4	消防水利施設(新設・耐震化・更新・長寿命化)	消防・救急課 警防係	03-5253-7522
5 消防車両資機材等(常備消防、緊急消防援助隊、救助活動等拠点施設)			
5-1	常備消防の車両資機材 (「整備指針」に基づく車両数を超えて整備される車両)	消防・救急課 警防係	03-5253-7522
5-2	常備消防の車両資機材 (広域化、連携・協力の伴い整備される車両・資機材)	消防・救急課 広域推進係	
5-3	常備消防の車両資機材	消防・救急課 警防係	
5-4	緊急消防援助隊の車両資機材	広域応援室 計画係	03-5253-7569
5-5	災害対応ドローン(水中ドローンを含む)	消防・救急課 警防係	03-5253-7522
5-6	救助活動等拠点施設等	広域応援室 計画係	03-5253-7569

番号	項目	問い合わせ先	連絡先
6 消防防災情報通信施設			
6-1	消防救急デジタル無線	防災情報室 情報企画係	03-5253-7526
6-2	防災行政無線	防災情報室 通信企画係	03-5253-7526
6-3	全国瞬時警報システム(Jアラート)の受信機等	国民保護室 企画係 国民保護運用室 運用係	03-5253-7550 03-5253-7551
6-4	高機能消防指令センター	防災情報室 情報企画係 消防・救急課 広域化推進係 (広域化、連携・協力に関するもの)	03-5253-7526 03-5253-7522
6-5	救急安心センター(＃7119)	救急企画室 救急企画係	03-5253-7529
6-6	防災情報システム	防災情報室 通信企画係 防災課 防災企画係 内閣府政策統括官(防災担当)付 クラウド型被災者支援システム担当 (②のうちクラウド型被災者支援システムに関するもの)	03-5253-7526 03-5253-7525 03-3503-2231
6-7	震度計(震度情報ネットワークシステム)	防災課 震災対策係	03-5253-7525
6-8	地域衛星通信ネットワーク	防災情報室 通信管理係	03-5253-7526
6-9	災害時オペレーションシステム	防災課 防災企画係	03-5253-7525

番号	項目	問い合わせ先	連絡先
7 消防団、自主防災組織関係			
7-1	消防団の力向上モデル事業	地域防災室 消防団係	03-5253-7561
7-2	消防団拠点施設		
7-3	地域防災拠点施設		
7-4	消防団車両資機材(無償貸付)		
7-5	消防団車両資機材(消防団設備整備費補助金)		
7-6	消防団車両資機材(緊急防災・減災事業債等)		

番号	項目	問い合わせ先	連絡先
8 指定避難所、災害対策のための公共施設・公用施設等			
8-1	指定避難所(防災機能の強化、修繕、資機材整備、耐震化)	防災課 防災調整係・ 震災対策係	03-5253- 7525
8-2	指定避難所(生活環境改善、感染症対策)	防災課 防災調整係	
8-3	指定避難所(社会福祉法人・学校法人が行う防災機能強化や避難者の生活環境改善のための取組等への支援)	防災課 防災調整係	
8-4	公共・公用施設(防災機能の強化、津波監視カメラ等)	防災課 防災調整係・ 震災対策係	
8-5	公共・公用施設(耐震化)	防災課 震災対策係	
8-6	公用施設(応援職員の受入れ施設等)	防災課 震災対策係	
8-7	公共・公用施設(津波浸水想定区域からの移転)	防災課 震災対策係	
8-8	防災資機材等備蓄施設、拠点避難地	防災課 震災対策係	
8-9	緊急時に避難又は退避するための施設(津波避難タワー、活動火山対策避難施設)	防災課 防災調整係・ 震災対策係	
8-10	避難路、避難階段、非常用電源	防災課 震災対策係	
8-11	トイレカー	防災課 震災対策係	
8-12	防災部局が物資輸送等に活用するドローン(災害対応ドローン)	防災課 震災対策係	

番号	項目	問い合わせ先	連絡先
9 共通の財政措置			
共通-1	災害復旧	消防・救急課 財政係	03-5253-7522
共通-2	転用	消防・救急課 財政係	
共通-3	除却	消防・救急課 財政係	